

令和4年度（第2回）
サステナブル建築物等先導事業
（省CO₂先導型）

募集要領
【Ver.2】

令和4年9月

提案応募及び補助金を受給される皆様へ

本補助金は、国庫補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、補助金に係る虚偽や不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本事業において補助金を提案応募、交付申請及び受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」と併せて、以下の点についても十分にご理解された上で、提案応募及び補助金の申請・受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

本事業の募集要領や補助金交付に関するマニュアル等で定められる義務が果たされないときは、改善のための指導を行うとともに、重大な事態に至れば補助金の交付の決定を取り消す場合があります。

- 1 申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述、事実と異なる内容の記載を行わないでください。
- 2 国土交通省及び補助金交付の事務事業者から資料の提出や修正を指示された際は、速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。
- 3 補助事業等の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業等に係る不正行為、重大な誤り等が認められた場合、当該補助事業等に係る補助金の交付の決定を取り消すと同時に、すでに補助金が交付されている場合は、その全部又は一部を返還していただきます。
- 5 補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 原則、採択又は交付決定した事業内容からの変更は認めません。
- 7 補助事業等にかかわる資料（提案応募及び交付申請に関する書類、並びにその他経理に関わる帳簿、全ての証拠書類）等は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存していただく必要があります。
- 8 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について、大臣の承認を受けなければなりません。
- 9 事業完了後も、本事業の募集要領に規定するエネルギー使用量等の報告や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。

目次

令和4年度募集における主な変更点	1
1 事業の概要	2
1.1 事業の趣旨	2
1.2 公募する事業の種類	2
1.3 公募の期間	5
1.4 資料の配付、問い合わせ先	5
2 事業の要件	6
2.1 事業の要件	6
2.2 評価にあたっての考え方	8
2.2.1 LCCM低層共同住宅（共同住宅）	8
2.2.2 分譲住宅トップランナー事業者部門（共同住宅）	9
3 部門別の事業内容	10
3.1 共同住宅・LCCM低層共同住宅部門の事業内容	10
3.1.1 対象事業（住宅・LCCM低層共同住宅）	10
3.1.2 対象事業者（住宅・LCCM低層共同住宅）	10
3.1.3 補助額（住宅・LCCM低層共同住宅）	10
3.1.4 審査に必要な書類（住宅・LCCM低層共同住宅）	12
3.2 共同住宅・分譲住宅トップランナー事業者部門の事業内容	13
3.2.1 対象事業（住宅・分譲トップランナー）	13
3.2.2 対象事業者（住宅・分譲トップランナー）	13
3.2.3 補助額（住宅・分譲トップランナー）	13
3.2.4 審査に必要な書類（住宅・分譲トップランナー）	15
3.3 留意事項	15
3.4 複数年度にまたがる事業に対する補助	15
4 事業の実施方法	17
4.1 手続き	17
4.2 審査	17
4.2.1 審査手順	17
4.2.2 審査結果	18
4.3 補助金交付	18
4.3.1 交付申請	18
4.3.2 申請の制限	18
4.3.3 交付決定	19
4.3.4 補助事業の計画変更について	19
4.3.5 補助事業実績報告及び額の確定について	19
4.3.6 複数年度にまたがる事業の場合	20
4.4 事業中及び事業完了後の留意点	20
4.4.1 取得財産の管理等について	20
4.4.2 建築物の解体撤去または建て替えについて	20

4. 4. 3	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	21
4. 4. 4	エネルギー使用実績等の報告	21
4. 4. 5	普及・啓発活動への協力	21
4. 4. 6	情報提供	21
4. 4. 7	その他	21
5	情報の取り扱い等について	23
5. 1	情報の公開・活用について	23
5. 2	個人情報の利用目的	23
6	応募方法、提出書類	24
6. 1	提出先	24
6. 2	提出方法	24
6. 3	提出書類	24
6. 3. 1	共同住宅・LCCM低層共同住宅部門	25
6. 3. 2	共同住宅・分譲住宅トップランナー事業者部門	29

別 添 様 式

<非住宅A 建築物（非住宅）・一般部門>	} ※ 令和4年度（第2回）の募集は ありません。	
<非住宅B 建築物（非住宅）・中小規模建築物部門>		
<住宅A 共同住宅・一般部門>		
<住宅B 戸建住宅・一般部門>		
<住宅C 共同住宅・LCCM低層共同住宅部門>		----- 39
<住宅D 共同住宅・分譲住宅トップランナー事業者部門>		----- 52

「提案応募に関するQ&A」を、1. 4に示すホームページに掲載します。
本募集要領とあわせて、ご確認のうえ応募ください。

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型） 令和4年度募集における主な変更点

令和4年度募集における過年度事業からの主な変更点を以下に記載します。応募にあたって留意してください。

【令和4年度募集における主な変更点】（下線部は第2回募集における変更点）

<事業の要件【全部門共通】>

①令和4年度（第2回）では、「共同住宅・LCCM低層共同住宅部門」「共同住宅・分譲住宅トップランナー事業者部門」のみについて、提案を募集します。

※「一般部門」「中小規模建築物部門」の提案募集はありません。

②省エネルギー性能の要件を強化..... p. 6等

新築される住宅・建築物については、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能を求めます。

<LCCM低層共同住宅部門>

③LCCM低層共同住宅部門を新たに創設 p. 10等

一定の要件に該当するLCCM低層共同住宅を新築する事業を先導性の高いプロジェクトとして支援する「共同住宅・LCCM低層共同住宅部門」を新設し、他とは区分して評価します。

<分譲住宅トップランナー事業者部門>

④分譲住宅トップランナー事業者部門を新たに創設 p. 13等

一定の要件に該当する分譲共同住宅を新築する事業を先導性の高いプロジェクトとして支援する「共同住宅・分譲住宅トップランナー事業者部門」を新設し、他とは区分して評価します。

1. 事業の概要

1. 1 事業の趣旨

2050年カーボンニュートラルの実現やSDGsの達成が求められている中で、日本全体のCO₂排出量の約3分の1を家庭・業務部門が占めており、住宅・建築物において、より効果の高い省エネ・省CO₂技術の採用、複数技術の最適効率化による組み合わせ、複数建物によるエネルギー融通、健康・介護、災害時の継続性、少子化対策などを含め先導性の高い省エネ・省CO₂対策を強力に推進することが期待されています。

「サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）」（以下、本事業という）では、省エネ・省CO₂に係る先導的な技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物のリーディングプロジェクトに対して、国が予算の範囲内で支援します。これにより、関係主体が事業の成果等を広く公表し、取り組みの広がりや意識啓発に寄与することを目的とします。また、併せて住宅・建築物の市場価値を高めるとともに、居住・執務環境の向上を図ります。

地球温暖化対策を後退することなく進めていくためには、住宅・建築物における省CO₂対策をさらに徹底して追求することが必要不可欠です。このため、こうした問題意識にたった実効性の高い提案の応募を期待します。

1. 2 公募する事業の種類

プロジェクトの規模に応じた取り組みや特定分野の取り組みを支援するため、次の2つの部門に分けて提案を募集します。なお、各部門に応募可能な事業の種類は下表のとおりです。

- C. LCCM低層共同住宅部門（共同住宅）
- D. 分譲住宅トップランナー事業者部門（共同住宅）

※：「A. 一般部門（非住宅、共同住宅、戸建住宅）」、「B. 中小規模建築物部門」については、令和4年度（第2回）の募集はありません。

<事業の種類>

事業の種類	住宅	
	LCCM低層共同住宅部門	分譲住宅トップランナー事業者部門
①新築	○	○

・各部門において、「○」は当該部門で応募する際に選択できる事業の種類を示しています。

(1) 部門の概要

C. LCCM低層共同住宅部門【共同住宅】

低層共同住宅において、建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省CO₂に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時のCO₂排出量も含めライフサイクルを通じてCO₂の収支をマイナスにするライフサイクルカーボンマイナス(LCCM)住宅を新築する事業を支援する「LCCM低層共同住宅部門」を設け、他とは区分して評価します。

LCCM低層共同住宅部門では、後述の「評価にあたっての考え方(2.2.1参照)」に記載するライフサイクルCO₂(LCCO₂)や省エネルギー性能等に関する基本要件のすべてを満足するものを先導性のあるプロジェクトとして評価し、積極的に支援します。

LCCM低層共同住宅部門では、採択された年度を含めて原則2年以内に完了する事業を対象とします。

※本補助事業は先導的な技術の波及・普及を目的として、モデル的なプロジェクトを支援するものであることから、波及効果・普及効果に関する提案が必要となります。

※提案応募にあたっては、提案する住宅タイプにてLCCO₂の評価結果が0以下となること等を提案していただきます。また、採択後の補助金申請にあたっては、補助対象となる住宅ごとに、基本要件を全て満足することが必要となります。

D. 分譲住宅トップランナー事業者部門【共同住宅】

住宅の新築に係る提案のうち、ZEH水準の省エネルギー性能を有する分譲共同住宅を供給する住宅供給事業者を対象とし、他とは区分して評価します。

分譲住宅トップランナー事業者部門では、後述の「評価にあたっての考え方(2.2.2参照)」に記載する要件のすべてを満足する分譲共同住宅を先導性のあるプロジェクトとして評価し、積極的に支援します。

分譲住宅トップランナー事業者部門では、採択された年度を含めて原則2年以内に完了する事業を対象とします。

※本補助事業は先導的な技術の波及・普及を目的として、モデル的なプロジェクトを支援するものであることから、波及効果・普及効果に関する提案が必要となります。

(2) 事業全般に関する留意事項

・原則として実用化段階の技術を住宅・建築物に組み入れているプロジェクトを対象として

おり、この本事業により基礎的な技術開発を行うことを目的とするものではありません。

- ・ 本事業は、地域型住宅グリーン化事業、既存建築物省エネ化推進事業の対象となる事業と比べ、より総合性が高く、先導性に優れた提案を評価し、採択します。
- ・ 採択プロジェクトには、早期の実効性が求められる観点から、採択年度に工事が多く実施される等、より早く省CO₂効果の発現が見込まれる提案を優先的に採択し、採択の額についても考慮します。また、次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助金の額が交付できない場合がありますので留意してください。
- ・ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に規定する風俗営業等）を目的とした施設・設備は原則として対象外とします。

1. 3 公募の期間

令和4年9月27日(火)～令和4年11月7日(月) 消印有効

1. 4 資料の配付、問い合わせ先

応募様式は、本資料からコピーするか、別途作成してください。募集要領、応募に必要な提案申請所等の様式は、以下に示すホームページからダウンロードすることが可能です。また、以下に示す問い合わせ先でも配付します（郵送依頼は不可）。

質問・相談については、原則として、電子メール（またはファックス）でお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答させていただきます。

なお、提案する事業の種類・事業区分によって、事業の要件や補助内容が異なりますので、質問・相談の際は、応募予定の事業の種類・事業区分を明記してください。

<本事業のホームページ>

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

<https://www.kenken.go.jp/shouco2/>

※募集要領・提案募集に関するQ&A、応募様式のダウンロード可能

<問い合わせ先>

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）評価事務局

メールアドレス：shoco2@hyoka-jimu.jp

FAX：03-3222-7722

※お問い合わせの際は、「電子メール（またはファックス）」に、部門（LCCM低層共同住宅部門、分譲住宅トップランナー事業者部門と用途（共同住宅）の別を明記してください。

2. 事業の要件

2. 1 事業の要件【全部門共通】

提案する内容に応じて、次のイ)～ホ)の全ての要件に該当するものであることが必要です。

イ) 新築、既存改修する住宅・建築物を提案するプロジェクトについては、以下の省エネルギー性能を満たし、省エネルギー性能の表示を行うものであること。

- ・新築される住宅・建築物については、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能^{※1}^{※2}を満たすものであること
- ・既存改修される住宅・建築物については、改修後に建築物省エネ法^{※3}に基づく「建築物のエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準（以下「平成28年省エネ基準」という。）に適合するものであること^{※4}
- ・住宅・建築物の省エネルギー性能の表示を行うものであること^{※5}^{※6}

※1 住宅部分においては、強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。))を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減とします。

※2 非住宅部分においては、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から建築物省エネ法^{※3}上の用途に応じて30%削減又は40%削減(小規模(300㎡未満)は20%削減)とします。

※ 事務所等、学校等、工場等は40%以上の一次エネルギー消費量削減

※ ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等は30%以上の一次エネルギー消費量削減

※3 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」

※4 建築物省エネ法第2条第3号の規定に基づく「建築物エネルギー性能基準等を定める省令（経済産業省令・国土交通省令第1号、平成28年1月29日）」において、既存建築物の一次エネルギー消費量基準を満たすことをいいます。(平成28年4月1日において現に存する建築物については基準エネルギー消費量の1.1倍)

※5 「BELS」「CASBEE」「住宅性能表示」などの第三者認証と同等以上の性能表示を行うもの（自己評価は除く）をいいます。

「BELS」（建築物省エネルギー性能表示制度）は、国土交通省が公表した住宅・ビル等の省エネ性能表示のガイドライン（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針、平成28年国土交通省告示第489号）に基づくものです^{※6}。

「CASBEE」（建築環境総合性能評価システム）は、建築物の環境性能を評価し、格付けする手法で、省エネや省資源・リサイクル性能といった側面はもとより、室内の快適性や景観への配慮など環境品質の向上といった側面も含めた、建築物の環境性能を評価・表示するシステムです。CASBEEの評価結果の一部に省エネルギー性能のスコアが表示されます^{※6}。

※6 建築物省エネ法及び建築物の省エネルギー性能表示等に関する資料は、下記のホームページに掲載しておりますので参照ください。

「国土交通省 建築物省エネ法のページ」

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

「国土交通省 建築物省エネ法の表示制度のページ」

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000114.html)

「一般社団法人 住宅性能・表示協会 建築物省エネルギー性能表示制度について」

(<https://www.hyokakyokai.or.jp/bels/bels.html>)

「一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター CASBEEのページ」

(<http://www.ibec.or.jp/CASBEE/>)

ロ) 運用後のエネルギー使用量の計測、CO₂削減効果実証に関する計画書を提出するもの。

建物全体や提案技術についての省CO₂効果を明記し、提案内容に基づいて、運用後のエネルギー使用量の計測、CO₂削減効果実証に関する計画書を提出していただきます。この計画書に基づき、「4. 4. 4 エネルギー使用実績等の報告」に記すとおり、プロジェクト完成後、原則3年間（特別な事情のある場合は、3年以下で個別に定める期間）、全体及び補助を受けた技術提案部分（評価委員会の指定するもの）についてのエネルギー使用量と省CO₂技術導入の成果についての報告を求めます。

ハ) 採択年度に事業着手するもの。

採択を受けた年度中に補助対象費用を含む契約の締結、実施設計又は建築工事に着手するものを対象とします。いずれの場合においても採択後に着手する必要があります。

なお、次のプロジェクト等は募集の対象になりません（採択後にこれらに該当することが判明した場合は採択が取り消されます。）。

※1 設計のみでその後の整備を伴わないもの

※2 具体の実施体制が確保されていないアイデアのみの提案や事業を実施する予定のない評価のみを目的としたもの

二) 住宅・建築物プロジェクト総体として省CO₂を実現し、先導性に優れているプロジェクトであること。

応募のあった提案について、後述の「評価にあたっての考え方（2. 2参照）」に基づいて先導性を評価します。また、全国各地への先導的な省CO₂技術の普及を支援する観点から、これまでに採択事例が少ない地域におけるリーディングプロジェクトとなる提案、普及途上にある省CO₂技術を活用することで波及・普及に資する提案など、幅広い内容の積極的な応募を期待します（※）。なお、これまでの採択事例で提案された各種の省CO₂技術や類似の省CO₂技術を活用する提案についても、波及・普及の観点から評価します。

また、本補助事業は先導的な技術の波及・普及を目的として、モデル的なプロジェクトを支援するものであることから、応募に当たって、提案事業の実施によって期待される省CO₂技術の波及効果・普及効果も提案していただきます。なお、波及効果・普及効果が認められないと評価されるものについては、技術の先導性等の評価が優れていても採択されません。

【波及効果・普及効果が認められないもの】

以下に該当するものは評価されません。

- ・当該建築物の用途や立地から利用者が限定されると見込まれるなど他の建築物への波及効果が低いと見込まれるもの。
- ・補助事業者による事業成果の情報提供の取組が具体的でない、効果的でないなど、普及効果が低いと見込まれるもの。

※省CO₂の実現とともに、建物用途等に応じた良質な居住・執務環境の提供を目指すもの、「ESG不動産投資のあり方検討会 中間とりまとめ^{*1}」を踏まえた健康性・快適

性等の向上に関する取り組みとして提案されたもの、子育て支援や介護の取り組みとして提案されたもの、平常時の省CO₂と災害時の機能維持の両立^{※2※3}などの取り組みを評価します。

※1 「ESG不動産投資のあり方検討会（国土交通省）」においてとりまとめられた、健康性、快適性等に関する不動産に係るあり方。ESG投資とは、資産運用に組み込むよう推奨された環境（Environment）・社会（Society）・ガバナンス（Governance）に配慮すること。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000198.html)

※2 「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」において、大地震時に防災拠点等となる建築物について、機能継続を図るにあたり参考となる事項を記載しております。

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000088.html)

※3 「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」において、大雨に伴う内水氾濫による建築物の浸水被害の発生を受け、浸水対策の具体的取組みを記載しております。

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000132.html)

※環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市及びスマートシティモデル事業の対象都市に立地するプロジェクトや、「エコスクール・プラス」として環境を考慮した学校施設の提案については、評価において考慮しますので、当該提案の計画書に示された方針等との関連性を本事業の申請書において説明してください。

「環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市」 (<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/index.html>)

「スマートシティモデル事業」 (http://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000040.html)

「エコスクール・プラス」 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1289498.htm)

ホ) 新築する住宅・建築物を提案するプロジェクトの立地は、「災害危険区域（建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る）」及び「土砂災害特別警戒区域」に該当しないこと。

災害リスクの高い区域（※）における立地抑制を図る観点から、住宅の新築に係る補助事業を対象とし、災害リスクの高い区域における住宅の新築を原則補助対象外とします。

※建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に基づく災害危険区域をいう。

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域をいう。

2.2 評価にあたっての考え方

応募のあった提案について、各部門の「評価にあたっての考え方」に基づいて先導性を評価します。

2.2.1 LCCM低層共同住宅部門（共同住宅）

○「2.1事業の要件」に記載する要件イ）～ホ）に加えて、以下に記すLCCM低層共同住宅部門の基本要件①～⑤をすべて満足する共同住宅を新築する事業で、省CO₂技術の波及・普及に資するものをリーディングプロジェクトとして評価し、採択します。

<基本要件>

① 強化外皮基準（1～8地域の平成28年省エネルギー基準（ η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項）を満たした上で、 U_A 値 1、2地域：0.4 [W/m²K] 以下、

3地域：0.5 [W/m²K] 以下、4～7地域：0.6 [W/m²K] 以下)。

- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量（「その他一次エネルギー消費量」は除く）から25%以上の一次エネルギー消費量削減。
- ③ 再生可能エネルギーを導入（容量不問）。
- ④ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量（「その他一次エネルギー消費量」は除く）から100%以上の一次エネルギー消費量削減。
- ⑤ 以下の方法でLCCO₂を算定し、結果が0以下となるもの
 - ・LCCM低層共同住宅部門の基本要件（LCCO₂）適合判定ツール2022年版

※本補助事業は先導的な技術の波及・普及を目的として、モデル的なプロジェクトを支援するものであることから、これらのほかに波及効果・普及効果に関する提案が必要となります。

※再生可能エネルギーの固定価格買取制度において全量買取を選択する太陽光発電設備は、その発電量の全てを本事業の一次エネルギー消費量の評価に含めることはできません。

※提案時は①～⑤の要件について、提案する住宅タイプによる評価等で応募が可能ですが、採択後の補助金の交付に際しての手続きにおいては、補助対象となる住棟において、上記①～⑤の基本要件をすべて満足する必要があります（詳細は「3.4.4 審査に必要な書類（住宅・LCCM低層共同住宅）」を参照）。

2.2.2 分譲住宅トップランナー事業者部門（共同住宅）

- 「2.1 事業の要件」に記載する要件イ)～ホ)をすべて満足する共同住宅を新築する事業で、省CO₂技術の波及・普及に資するものをリーディングプロジェクトとして評価し、採択します。

※本補助事業は先導的な技術の波及・普及を目的として、モデル的なプロジェクトを支援するものであることから、これらのほかに波及効果・普及効果に関する提案が必要となります。

3. 部門別の事業内容

3. 1 共同住宅・LCCM低層共同住宅部門の事業内容

3. 1. 1 対象事業（住宅・LCCM低層共同住宅）

提案事業者が新築する共同住宅において、「2. 2. 1 LCCM低層共同住宅部門」に記載の基本要件①～⑤を全て満足するものについて支援します。ただし、補助対象とする共同住宅は下記の住宅に限ります。

- ・常時居住する長屋又は共同住宅であること
- ・採択された事業者が一般消費者に引き渡す長屋又は共同住宅であること（採択された事業者が宅建事業者等へ引き渡す住宅は対象外）
- ・専用住宅であること
- ・一次エネルギー消費量の計算で前提となる台所、浴室、トイレ等の設備を有する長屋又は共同住宅であること

3. 1. 2 対象事業者（住宅・LCCM低層共同住宅）

①提案者

本補助金の交付を受けて事業を行う、次に掲げる者が提案者となります。また、事業を行う者のグループでの提案も可能です。

- ・省CO₂技術を住宅・建築物に導入する建築主等（民間事業者等）
- ・建築主と一体的に又は連携して省CO₂技術を導入する者等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）

※同一の法人が一つの公募に対し複数の提案をする事や、複数の提案についてグループの構成員になることは認められません。

②補助を受ける者

原則、提案者と補助を受ける者は同一者とします。ただし、特段の理由があり、補助を受ける者の合意がある場合、請負などで現時点では敷地が特定されていない場合などは、補助を受ける者でない者が提案することも可能です。

共同住宅の新築プロジェクトについて、賃貸住宅の場合は、建築主及び採択を受けた住宅供給事業者が事業の共同実施者として補助を受けることとなります。分譲住宅の場合は、提案者と補助を受ける者は共同住宅の建築主である住宅供給事業者となります。

3. 1. 3 補助額（住宅・LCCM低層共同住宅）

補助額は、以下に掲げる①設計費及び②建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用の合計額の2分の1以内の額とします。また、1戸あたり75万円以内かつ1プロジェクトあたり2.5億円を本事業の補助限度額とします。

また、いずれの費用も採択後に着手するものに限り、補助対象とします。

①設計費（環境効率及び省エネルギー性能の第三者評価、表示に関する費用）

総合的な建築物の環境効率及び省エネルギー性能について、第三者認証・認定の取得及び表示に関する費用として、下記1)～3)を対象とします。

- 1) 設計一次エネルギー消費量やBEI等の計算に要する費用

- 2) 第三者認証・認定の取得に要する申請費用（審査費用、申請書作成代行費用等）
- 3) 評価結果を表示するための費用（プレート代、シール代等）

なお、環境効率や省エネルギー性能の表示のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、自己評価によって、環境効率や省エネルギー性能を評価及び表示する場合の費用は対象外です。

※ 次の費用は、設計費として補助対象になりません。また、下記に掲げるもの以外でも、予算の状況に応じ、補助額を調整することがあります。

- ・ 確認申請に関する費用
- ・ 構造計算に関する費用

②建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用

建設工事等における補助対象工事は、以下に記す外皮断熱工事、開口部断熱工事、設備機器工事、耐震性強化工事、屋根材強化工事のうち、別表1に規定するものとなります。

補助金の額については、対象住宅ごとに補助金交付申請時に掛かり増し費用を算定していただきます。算定方法の詳細については採択後に発行される補助金交付申請等マニュアルに記載します。

掛かり増し費用は、補助対象工事に関する「補助対象住宅に係る工事金額（以下、「対象住宅工事費」という。）」と「建築物省エネ基準相当のエネルギー消費性能を有する住宅に係る工事金額（以下、「標準住宅工事費」という。）」の差額の合計とします。

対象住宅工事費は、事業者が提案する住宅の仕様に基づき、事業者において補助対象工事の金額を算定します。

標準住宅工事費は、建築物省エネ基準相当のエネルギー消費性能を有する住宅として提案者が根拠を持って設定する補助対象工事の金額とします。

- ・ 補助対象工事に関する掛かり増し費用の算定式

$$\text{掛かり増し費用} = \text{対象住宅工事費} - \text{標準住宅工事費}$$

- ・ 補助対象工事（詳細は p. 31 の別表 1 を参照のこと）

1) 外皮断熱工事

天井、外壁、床、基礎等における断熱工事

2) 開口部断熱工事

窓、扉等の開口部における断熱工事

3) 高効率設備機器工事

暖冷房設備、換気設備、照明設備、給湯設備

4) 耐震性強化工事

躯体における耐震性強化工事※

※ 耐震性強化工事を掛かり増し費用に計上する場合は、完了実績報告において建設住宅性能評価書の取得が必要になります。

5) 屋根材強化

屋根における屋根材強化工事

6) その他工事

HEMS、蓄電池設備、太陽熱利用システム、燃料電池設備など

※ 次の建設工事等は、補助対象となりません。また、下記に掲げるもの以外でも、予算の状

況に応じ、補助額を調整することがあります。

- ・ 太陽光発電設備
- ・ 温水暖房便座等
- ・ 調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等）

3. 1. 4 審査に必要な書類（住宅・LCCM低層共同住宅）

①事業の概要（要件を満たす住宅の供給予定戸数等）（様式3）

補助事業期間（採択を受ける年度を含めて2年間）中にLCCM低層共同住宅の要件を満たす住宅として補助金の交付を申請する予定の戸数、棟数を提案してください。

予定の戸数及び棟数は、LCCM低層共同住宅として提案する住宅の構造、構法などに関わる取り組み内容別に住宅タイプを設定し、住宅タイプ毎に年度別の予定戸数、棟数及び合計戸数、棟数を記載してください。

また、採択後のLCCM低層住宅における補助対象として、実施又は導入を予定する工事・設備を明記してください。

予算及び提案応募の状況を考慮し、提案内容に応じて、事業者ごとに採択戸数及び補助金の額を決定します。そのため、必ずしも提案した予定戸数、補助金額で採択されるとは限らないので留意してください。

なお、採択後に各事業者の事業実施状況を調査し、進捗状況に応じて、採択戸数及び補助金の額を調整することがあります。

②審査基準に関する事項（様式4）

提案する住宅タイプ毎に「LCCM低層共同住宅部門の基本要件（LCCO₂）適合判定ツール2022年版」によってLCCO₂の計算を行い、結果が0以下となることが分かる評価書を提出してください。複数の住宅タイプを提案する場合、全ての住宅タイプについてLCCO₂の算定結果を提出していただきます。

なお、提案応募時は、提案する住宅タイプによる自己評価の結果で提案可能ですが、採択後の補助金交付の手続きでは、補助対象とする住宅ごとに、LCCO₂の計算を行い、結果が0以下となることが分かる評価書を提出するとともに、建築士によって設計内容と計算内容が要件に適合している旨を証明していただきます。

また、基本要件（LCCO₂）適合判定ツールは、以下のホームページにおいて、適合判定ツールを無料でダウンロードできます。

■ LCCM低層共同部門の基本要件（LCCO₂）適合判定ツール2022年版（v1.2）※9月21日公開
一般社団法人 日本サステナブル建築協会 「LCCM住宅・建築物ホームページ」
<https://www.jsbc.or.jp/research-study/lccm.html>

③基本要件に適合する外皮性能及び一次エネルギー消費性能の算定結果（様式4）

提案する住宅タイプにおいて、外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価し、基本要件に適合することが分かる評価結果を提出してください。

なお、提案応募時は、自己評価の結果を提出することで応募ができますが、採択後の補助金交付の手続き（実績報告時）には第三者評価を取得し、基本要件を満たしたものであること※を証明していただきます。

- ※ 評価対象単位は、住棟又は部分（複合建築物の住宅部分全体）になります。
- ※ 一次エネルギー消費量は、共用部含む住棟全体で評価してください。
- ※ 住宅版BELSで第三者評価を取得する場合は、評価書に「ZEH-M」の表記があることが必要になります。

④ LCCM低層共同住宅に関連する取り組み、共同住宅の供給実績（様式2）

LCCM低層共同住宅に関連する取り組みの状況として、BELSの取得実績、ZEHに関連する補助事業の活用実績等を記載してください。

⑤ 提案事業の実施による省CO₂技術等の波及効果・普及効果（様式2）

提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。また、提案する省CO₂プロジェクトとして、省CO₂技術の波及や普及に向けた取り組みを実施する場合は内容を記載してください。

⑥ 事業計画（様式5～様式6）

提案する補助金の総額の算出にあたっての計算書を提出してください。

3. 2 共同住宅・分譲住宅トップランナー事業者部門の事業内容

3. 2. 1 対象事業（住宅・分譲トップランナー）

提案事業者が新築する共同住宅において、「2. 2. 2 分譲住宅トップランナー事業者部門」に記載の要件を満足するものについて支援します。

3. 2. 2 対象事業者（住宅・分譲トップランナー）

① 提案者

本補助金の交付を受けて事業を行う、次に掲げる者が提案者となります。また、事業を行う者のグループでの提案も可能です。

- ・省CO₂技術を住宅・建築物に導入する建築主等（民間事業者等）
- ・建築主と一体的に又は連携して省CO₂技術を導入する者等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）

※同一の法人が一つの公募に対し複数の提案をする事や、複数の提案についてグループの構成員になることは認められません。

② 補助を受ける者

原則、提案者と補助を受ける者は同一者とします。ただし、特段の理由があり、補助を受ける者の合意がある場合、請負などで現時点では敷地が特定されていない場合などは、補助を受ける者でない者が提案することも可能です。

3. 2. 3 補助額（住宅・分譲トップランナー）

補助額は、以下に掲げる①設計費及び②建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用の合計額の2分の1以内の額とします。また、1戸あたり30万円以内かつ1プロジェクトあたり250万円を本事業の補助限度額とします。

また、いずれの費用も採択後に着手するものに限り、補助対象とします。

① 設計費（環境効率及び省エネルギー性能の第三者評価、表示に関する費用）

総合的な建築物の環境効率及び省エネルギー性能について、第三者認証・認定の取得及び

表示に関する費用として、下記1)～3)を対象とします。

- 1) 設計一次エネルギー消費量やB E I等の計算に要する費用
- 2) 第三者認証・認定の取得に要する申請費用（審査費用、申請書作成代行費用等）
- 3) 評価結果を表示するための費用（プレート代、シール代等）

なお、環境効率や省エネルギー性能の表示のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、自己評価によって、環境効率や省エネルギー性能を評価及び表示する場合の費用は対象外です。

※ 次の費用は、設計費として補助対象になりません。また、下記に掲げるもの以外でも、予算の状況に応じ、補助額を調整することがあります。

- ・ 確認申請に関する費用
- ・ 構造計算に関する費用

②建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用

建設工事等における補助対象工事は、省エネルギー・省CO₂対策に資するものを対象とし、以下に記す外皮断熱工事、開口部断熱工事、設備機器工事のうち、別表2に規定するものとなります。

補助金の額については、対象住宅ごとに補助金交付申請時に掛かり増し費用を算定していただきます。算定方法の詳細については採択後に発行される補助金交付申請等マニュアルに記載します。

掛かり増し費用は、補助対象工事に関する「補助対象住宅に係る工事金額（以下、「対象住宅工事費」という。）」と「建築物省エネ基準相当のエネルギー消費性能を有する住宅に係る工事金額（以下、「標準住宅工事費」という。）」の差額の合計とします。

対象住宅工事費は、事業者が提案する住宅の仕様に基づき、事業者において補助対象工事の金額を算定します。

標準住宅工事費は、建築物省エネ基準相当のエネルギー消費性能を有する住宅として提案者が根拠を持って設定する補助対象工事の金額とします。

- ・ 補助対象工事に関する掛かり増し費用の算定式

$$\text{掛かり増し費用} = \text{対象住宅工事費} - \text{標準住宅工事費}$$

- ・ 補助対象工事（詳細は p. 35 の別表 2 を参照のこと）

1) 外皮断熱工事

天井、外壁、床、基礎等における断熱工事

2) 開口部断熱工事

窓、扉等の開口部における断熱工事

3) 高効率設備機器工事

暖冷房設備、換気設備、照明設備、給湯設備

4) その他工事

HEMS、蓄電池設備、太陽熱利用システム、燃料電池設備など

※ 次の建設工事等は、補助対象となりません。また、下記に掲げるもの以外でも、予算の状況に応じ、補助額を調整することがあります。

- ・ 太陽光発電設備
- ・ 温水暖房便座等

- ・ 調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等）

3. 2. 4 審査に必要な書類（住宅・分譲トップランナー）

①事業の概要（要件を満たす住宅の供給予定戸数等）（様式3）

補助事業期間（採択を受ける年度を含めて2年間）中に要件を満たす住宅として補助金の交付を申請する予定の戸数、棟数を提案してください。

予定の戸数及び棟数は、分譲住宅トップランナー事業者部門として提案する住宅の構造、構法などに関わる取り組み内容別に住宅タイプを設定し、住宅タイプ毎に年度別の予定戸数、棟数及び合計戸数、棟数を記載してください。

また、採択後の補助対象として、実施又は導入を予定する工事・設備を明記してください。

予算及び提案応募の状況を考慮し、提案内容に応じて、事業者ごとに採択戸数及び補助金の額を決定します。そのため、必ずしも提案した予定戸数、補助金額で採択されるとは限らないので留意してください。

なお、採択後に各事業者の事業実施状況を調査し、進捗状況に応じて、採択戸数及び補助金の額を調整することがあります。

②ZEH水準の要件に適合する外皮性能及び一次エネルギー消費性能の算定結果（様式4）

提案する住宅タイプにおいて、外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価し、ZEH水準の要件に適合することが分かる評価結果を提出してください。

なお、提案応募時は、自己評価の結果を提出することで応募ができますが、採択後の補助金交付の手続き（実績報告時）には第三者評価を取得し、ZEH水準の要件を満たしたものであること※を証明していただきます。

※ 評価対象単位は、住棟又は部分（複合建築物の住宅部分全体）になります。

※ 一次エネルギー消費量は、共用部含む住棟全体で評価してください。

③提案事業の実施による省CO₂技術等の波及効果・普及効果（様式2）

提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。また、提案する省CO₂プロジェクトとして、省CO₂技術の波及や普及に向けた取り組みを実施する場合は内容を記載してください。

④事業計画（様式5～様式6）

提案する補助金の総額の算出にあたっての計算書を提出してください。

3. 3 留意事項 【全部門共通】

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象費用は、消費税等を除いた額としてください。

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。

3. 4 複数年度にまたがる事業に対する補助 【全部門共通】

複数年度にわたる事業については、予め各年度の事業計画を提出していただき、原則として補助対象部分についての出来高に応じた支払いが完了するものについて、各年度に補助を行います。令和4年度は、当該年度中に工事が行われ、支払いが完了した部分について補助を行います。

次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することとなります。従って、採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意ください。なお、前述のとおり、次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助金の額が交付できない場合がありますので留意してください。

4. 事業の実施方法

本先導事業は、提案公募と補助金交付の二段階の手続きを経て行われます。

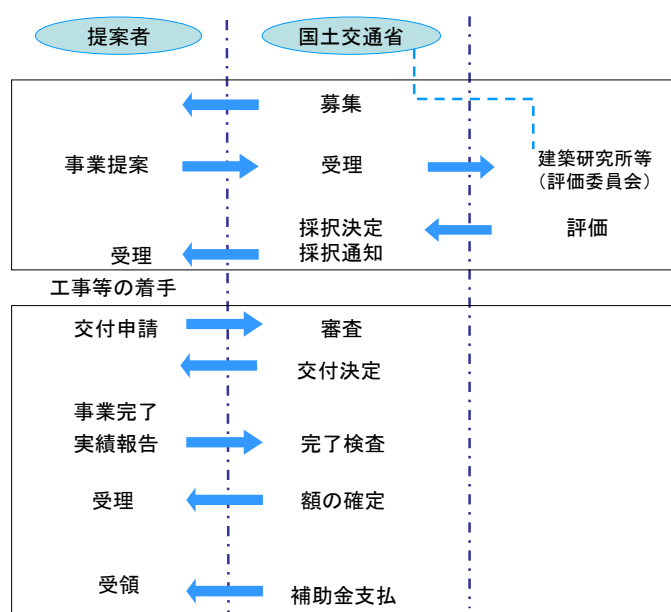
4. 1 手続き

(1) 提案公募

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。提案について、4. 2のとおり、評価委員会の評価をもとにした国立研究開発法人建築研究所の報告を受けて、国土交通省が採択プロジェクトを決定します。

(2) 補助金交付

補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、事業終了時に実績報告を行っていただく必要があります。



※交付申請の審査～補助金支払いの手続きについては、国土交通省、又は公募により採択された事務事業者が行います。

4. 2 審査

4. 2. 1 審査手順

提案の評価は、国立研究開発法人建築研究所が設置する学識経験者等からなるサステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）評価委員会において行われます。また、専門的検討を行うため、専門委員会を設けます。

評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員及び専門委員（以下、「委員等」という）の評価業務について以下の制限を行います。

- ・委員等は、提案（共同提案を含む。）を行うことはできません。
- ・委員等は、委員等本人と関係を有する企業、団体等が行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。
- ・委員等は、委員等本人又は委員等本人と関係を有する企業・団体等が、業務としてコンサルティング又はアドバイス等を行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはでき

ません。

委員の議事録については非公開とし、審査に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

審査にあたっては、要件を満たしているか等について審査するとともに、提案書類の内容について書面審査を行い、評価します。

申請書の内容等に不明確な部分がある場合などには追加説明書の提出を求めることがあります。この追加説明書の提出が、期日までに行われなかった場合には審査の対象外となる場合があります。

4. 2. 2 審査結果

評価委員会の評価をもとにした国立研究開発法人建築研究所の報告を受け、国土交通省が、採択プロジェクトを決定し、提案者に通知します。

4. 3 補助金交付

審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

なお、各手続きは採択後にお知らせする期限までに行う必要がありますので、ご注意ください。

4. 3. 1 交付申請

交付申請は採択後に配布される交付申請マニュアルにより定められた期間に行っていただきます。この交付申請がなされないと審査において採択された事業であっても補助金の交付がされませんのでご注意ください。

なお、申請者が以下の(1)～(3)のいずれかに該当する法人等(以下、「関係会社等」という。)からの調達を行う場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、交付申請において、3者以上からの見積り結果の添付を求めます。

(1) 100%同一の資本に属するグループ企業

(2) 申請者の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるもの。前号に定める者を除く。)

(3) 申請者の役員である者(親族を含む)またはこれらの者が役員に就任している法人

※交付申請において、補助事業施工業者等に関する宣誓書を提出いただきます。

交付申請等にあたっては、建築物の整備を伴わない事業を除き、建築士により提案の内容と整備される建築物の設計が整合していること等を確認し、その旨を証明する書類を添付し、この内容について、補助金交付の事務事業者または審査協力機関の確認を受けていただく必要があります。こうした採択後の手続きにおいて、建築士は確認内容に責任を持ち、不正があった場合は、建築士法に基づき処分を行うことがあることに留意してください。(詳細は採択後にお知らせします。)

4. 3. 2 申請の制限

過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理

由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体含む）は、本補助金への申請が原則として制限されます。

4. 3. 3 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、申請者に通知します。

- ・ 交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・ 補助事業の内容が、交付要綱（4. 4. 7に記載）及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・ 補助対象費用には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

4. 3. 4 補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認等を得る必要があります。

①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、導入を予定していた設備等がとりやめになる場合など計画内容に変更があり採択されたプロジェクトと異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

4. 3. 5 補助事業実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、採択時に指定する手続きに従い「補助事業実績報告書」を提出していただく必要があります。

国土交通省、又は公募により採択された事務事業者は、「補助事業実績報告書」を受領した後、交付申請の内容に沿ってプロジェクトが実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います^{※1}。また、「補助事業実績報告書」とあわせて、当該年度の補助対象部分の支払いを証明する書類（領収書及び送金伝票等^{※2}）等の提出を求めます。

支払いは、補助事業者指定された銀行等の口座に振り込むことにより行います。

なお、開設に際して許認可等が必要な学校等の施設に補助対象が含まれる場合、許認可等がなされたことを確認してから補助金の支払いを行うこととなります。

※1 送金伝票等とは、金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できる通帳、振込受付書、振込明細書、インターネットバンキング等の写しをいいます。

4. 3. 6 複数年度にまたがる事業の場合

複数年度にまたがる事業の場合には、交付申請の前に全体設計承認申請書を提出し、予め各年度の事業計画の承認を受ける必要があります。

その他、以下の点に留意してください。

- (1) 採択後に承認を受けた事業計画に従い、4. 3. 1～4. 3. 4に準じて、初年度の交付申請を行ってください。
- (2) 次年度以降については、改めて評価委員会の評価を受ける必要はありません。また、工事等を継続することが可能ですが、承認を受けた事業計画に沿って、毎年交付申請を行う必要があります。
- (3) 事業計画を途中で変更しようとする場合には、速やかに協議を行っていただく必要があります。
- (4) 設計及びシステム開発等の業務が完了しなければその効果が発現しないものを複数年度にまたがって実施する場合、当該業務が完了したことを確認してから補助金の支払いを行うこととなります。

4. 4 事業中及び事業完了後の留意点

4. 4. 1 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつてはその耐用年数）以内に大臣の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。なお、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国土交通省に納付させることがあります。

※補助事業者である住宅事業者、買取再販業者及び住宅所有者等が、本事業によって整備を行った住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行うことは補助金の目的の範囲内であるため、承認の手続きは不要です。

4. 4. 2 建築物の解体撤去または建て替えについて

耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律 平成25年11月25日改正施行）の施行に伴い、補助対象となる建築物に対して下記事項にご留意ください。

本補助を受け改修を行った建築物（既存建築物においてマネジメントシステムの整備や技術の検証を行う場合を含む）を償却期間内に解体撤去または建て替え等を行った場合は、所管行政庁等の指導によるものであったとしても、本補助の目的に反しているとみなし、補助金の返還となります。補助の申請時においてはこのことに留意し、解体撤去または建て替えの可能性を十分考慮すること。

4. 4. 3 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

4. 4. 4 エネルギー使用実績等の報告

補助を受けた者は、プロジェクト完成後、原則3年間（特別な事情のある場合は、3年以下で個別に定める期間）、全体及び補助を受けた技術提案部分（評価委員会の指定するもの）についてのエネルギー使用量と省CO₂技術導入の成果についての報告を求めます。なお、必要に応じデータ提供の協力について相談させていただくことがあります。

4. 4. 5 普及・啓発活動への協力

本事業は、関係主体が事業の成果等を広く公表し、取り組みの広がりや意識啓発に寄与することを目的としております。そのため、補助を受けた者は、シンポジウムへの参画や事例集の作成等において、設計・施工に係る技術・ノウハウの公開に協力いただくこととなります。また、補助期間終了後においても、ヒアリング等への情報収集に協力いただくこととなります。

4. 4. 6 情報提供

補助を受けた者は、自社のホームページ等を活用し、情報提供につとめることとします。具体的には「2. 1 事業の要件」で規定する住宅・建築物の省エネルギー性能の表示のほか、環境効率の評価結果※、先導的な省CO₂技術の普及に関する情報の提供をしていただきます。また、この情報については、国土交通省及び国立研究開発法人建築研究所等に適宜提供をいただきます。同研究所等は、必要に応じ作成するホームページでリンクを張る等情報提供を行うこととします。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な事業者については、別途報告等を求めることがあります。

※環境効率の評価結果については「CASBEE」の評価・表示項目と同等以上のものを提示してください。

4. 4. 7 その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第

74号建設事務次官通達)

- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成7年11月20日付け建設省住総発172号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成7年11月20日付け建設省会発第641号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成17年9月1日付け国住総第37号住宅局長通知）
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて（平成20年12月22日付け国住総第67号住宅局通知）
- 十 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け国住生第9号）
- 十一 その他関連通知等に定めるもの

5. 情報の取り扱い等について

5. 1 情報の公開・活用について

(1) プレス発表等について

採択されたプロジェクトについてはプロジェクト名、提案者名、事業概要等をプレス発表し、併せて国土交通省のホームページに掲載します。

(2) 事業成果等の公表

普及促進を目的に省CO₂の推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、提案書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

5. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請にかかる個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

6. 応募方法、提出書類

6. 1 提出先

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-8-9 HB平河町ビル 5階
サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）評価事務局
（電話番号：03-3222-7721）

6. 2 提出方法

郵送(※)とします。提案者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で受け取りを確認できる方法で申し込みしてください。

送付資料は、必ず宛先に「提案する部門名（LCCM低層共同住宅部門、分譲住宅トプランナー事業者部門のいずれか）」を明記し、「提案書類在中」と記入してください。（提案書類の差し替えは固くお断りします。）

※郵送のほか、宅配等での提案書類の提出も可としますが、いずれの場合も送付する封筒にて必ず郵送時の消印に相当する書類発送日（配送事業者の受付日等）が分かる手段としてください。書類発送日の確認ができない場合は受理できない場合もありますので、ご注意ください。

6. 3 提出書類

提案をしようとする者は、公募期間中に提案する事業の種類及び事業区分に応じ、提出書類一覧表に従い、必要部数を揃えて提出してください。なお、「LCCM低層共同住宅部門」、「分譲住宅トプランナー事業者部門」のそれぞれに、様式が異なりますので、該当する様式等をご確認ください。

※ 注意事項

- 1) 各提案書類はA4サイズにまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- 2) 使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。
- 3) 提案書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- 4) 提案書類及び提案書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

6. 3. 1 共同住宅・LCCM低層共同住宅部門

対象となる事業の種類は、「住宅・建築物の新築」のみとなります。提出書類一覧表に掲げる1)～4)の必要部数を揃えて、提出してください。なお、LCCM低層共同住宅部門の提案にあたっては、提出書類一覧表に記載のとおり、代表的な住宅タイプにおけるLCCO₂及び一次エネルギー消費量等の計算結果の提出も必要となりますので、ご注意ください。

提出書類一覧表【共同住宅・LCCM低層共同住宅部門】

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	①提案申請書	3部 (正1部、正の コピー2部)	様式1・住宅C
2) 応募図書	②フェイスシート		様式2・住宅C
	③プロジェクトの実施体制		様式2-1・住宅C
	④事業の概要		様式3・住宅C
	⑤審査基準に関する事項 ～代表的な住宅タイプによる 評価結果～		様式4・住宅C
	⑥CO ₂ 排出削減効果実証に関する 計画書		様式5・住宅C
	⑦事業計画		様式6・住宅C
	⑧補助対象となる部分の経費 の内訳(※)		様式7・住宅C (該当するものを提出のこと)
3) 添付図書	⑨別添1 代表的な住宅タイプ の概要	2部	指定書式(別添1)
	⑩別添2 LCCO ₂ の評価書 (※)		評価ツールの評価結果
	⑪別添3 外皮性能計算書 (※)		評価ツールの評価結果
	⑫別添4 一次エネルギー消費 量の計算書(※)		評価ツールの評価結果
	⑬別添5 一次エネルギー消費 量の計算結果(※)		「エネルギー消費性能計算プログラム」 の計算結果
4) CD-R	上記①～⑬の応募書類の電子 ファイルを格納したもの	1枚	※指定様式の電子ファイルは Word、Excelファイルのまま で格納してください

※提案する住宅タイプ数に応じて、それぞれのタイプの計算結果を提出してください。

<記入にあたっての留意点>

①提案申請書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・対象となる事業の種類は「住宅・建築物の新築」のみです。

- ・提案の代表者を明記してください。（申請書の代表印は省略可能です。）

②フェイスシート

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・様式に従って、提案者名、事務連絡先などを記載してください。
- ・LCCM住宅関連の取り組み状況は、新築住宅について元請けとして供給した実績に基づいて記載してください。
- ・提案概要は、補助事業期間中にLCCM低層共同住宅の供給を予定する戸数、棟数、補助金の合計を記載してください。
- ・省CO₂技術の波及効果、普及効果には、提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を記載してください。
- ・規定の条件を満足するものとしてグループにて応募する場合、「3. 1. 2 ①」に記載の条件に満足することを示した書類を添付してください（自由書式）。

③プロジェクトの実施体制

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・グループで提案する場合、又は単独で提案する場合共に、関係者の役割等を記載してください。

④事業の概要

- ・応募書類は、原則として1枚にまとめてください。記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を増やし、枚数を追加しても結構です。
- ・LCCM低層共同住宅として提案する住宅の構造、構法などに関わる取り組み内容別に住宅タイプを設定し、該当する内容を選択してください。また、住宅タイプ毎に予定する供給戸数を明記してください。
- ・補助対象工事・設備の概要には、採択後の各住宅における補助対象として、実施又は導入を予定する工事・設備について、該当するものを全て記載してください。

⑤審査基準に関する事項 ～代表的な住宅タイプによる評価結果～

- ・応募書類は原則として1枚でまとめてください。記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を増やし、枚数を追加しても結構です。
- ・代表的な住宅タイプごとに提案する内容に基づいたLCCO₂の評価結果及び基本要件に適合する外皮性能・一次エネルギー消費性能の算定結果を記載してください。

⑥CO₂排出削減効果実証に関する計画書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・必須事項（建物全体及び主たる省CO₂技術の効果検証）とその他のCO₂排出削減効果実証計画（提案する場合）に分けて記載してください。

⑦事業計画

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案する補助金の総額の計算書として、年度別の事業計画（供給戸数及び補助金申請額）を住宅タイプ毎に記載してください。

・記入上の注意点を確認し、千円単位で記入してください。

⑧補助対象となる部分の経費の内訳

- ・提案する住宅タイプごとに作成してください。（提案する全ての住戸タイプについて、本様式の提出が必要です。）
- ・提案する住宅タイプごとに、補助対象となる設計費、補助対象工事費（対象住宅工事費）の経費の内訳を記載してください。
- ・掛かり増し費用は事業者が根拠をもって設定し申請して頂くため、様式6に設定根拠^注も記載してください。

注) 採択後の補助金交付の手続きにて、掛かり増し費用が妥当であるか確認しますので、比較対象仕様と提案仕様は提案者が見積書等の根拠をもって設定し、それに基づき費用を算出するようご注意ください。

⑨別添1 代表的な住宅タイプの概要

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、複数の住宅タイプに基づいて計算を行う場合などは、適宜枚数を追加しても結構です。
- ・LCCO₂及び基本要件に関わる各種計算を行った住宅タイプについて、図面などにより概要を記載してください。
- ・また、LCCM低層共同住宅として取り組む省エネルギー・省CO₂対策を吹き出し等で記載してください。

⑩別添2 LCCO₂の評価書

- ・住宅タイプごとにLCCO₂の計算を行い、評価結果を添付してください。LCCO₂の評価書は、提案する全ての住宅タイプについて提出が必要です。
- ・提出する評価書には、必ず様式3及び様式4に記載する住宅タイプ名と一致するように、明記してください。
- ・使用した評価ツールに応じて、評価結果が明示されたシートのみを提出してください。
- ・建設に係るCO₂排出量の算定時に、鉄骨系住宅のCO₂削減対策として、「①軽量鉄骨造の場合」を一般構造用軽量形鋼（JIS G 3350:2009）ではなく、これに相当するものを用いることとして提案する場合、当該 JIS 相当であることを確認できる資料及び工事完了後に当該 JIS 相当の仕様であることを確認する方法を記載した資料を添付してください。

⑪別添3 外皮性能計算書

- ・基本要件の評価にあたって想定した外皮性能の計算結果を添付してください。
- ・外皮性能計算書は、「住宅・住戸の外皮性能の計算プログラム」または住宅性能評価・表示協会「住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率計算書」又はそれに準ずるもので計算し、使用する評価ツールにおいて、基本要件の強化外皮基準に適合することが分かる計算結果が明示されたシートや画面のコピーを提出してください。

⑫別添4 一次エネルギー消費量の計算書

- ・住宅タイプごとに一次エネルギー消費量を算出し、基本要件に適合する計算結果を提出してください。
- ・基本要件の適合に関する計算書は、BELS登録機関が公開するZEH-Mに関する一次

エネルギー消費量計算書をご利用ください。

⑬別添5 一次エネルギー消費量の計算結果

- ・ 上記⑫の基本要件の評価に使用した「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」及び共用部の「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）」による計算結果として、同プログラムの「PDF出力」を提出してください。

6. 3. 2 共同住宅・分譲住宅トップランナー事業者部門

対象となる事業の種類は、「住宅・建築物の新築」のみとなります。提出書類一覧表に掲げる1)～4)の必要部数を揃えて、提出してください。なお、分譲住宅トップランナー事業者部門の提案にあたっては、提出書類一覧表に記載のとおり、代表的な住宅タイプにおける一次エネルギー消費量等の計算結果の提出も必要となりますので、ご注意ください。

提出書類一覧表【共同住宅・分譲住宅トップランナー事業者部門】

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	①提案申請書	3部 (正1部、正の コピー2部)	様式1・住宅D
2) 応募図書	②フェイスシート		様式2・住宅D
	③プロジェクトの実施体制		様式2-1・住宅D
	④事業の概要		様式3・住宅D
	⑤審査基準に関する事項 ～代表的な住宅タイプによる 評価結果～		様式4・住宅D
	⑥CO ₂ 排出削減効果実証に関する 計画書		様式5・住宅D
	⑦事業計画		様式6・住宅D
	⑧補助対象となる部分の経費 の内訳(※)		様式7・住宅D (該当するものを提出のこと)
3) 添付図書	⑨別添1 代表的な住宅タイプ の概要	2部	指定書式(別添1)
	⑩別添2 外皮性能計算書 (※)		評価ツールの評価結果
	⑪別添3 一次エネルギー消費 量の計算書(※)		評価ツールの評価結果
	⑫別添4 一次エネルギー消費 量の計算結果(※)		「エネルギー消費性能計算プ ログラム」の計算結果
4) CD-R	上記①～⑫の応募書類の電 子ファイルを格納したもの	1枚	※指定様式の電子ファイルは Word、Excelファイルのまま で格納してください

※提案する住宅タイプ数に応じて、それぞれのタイプの計算結果を提出してください。

<記入にあたっての留意点>

①提案申請書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・対象となる事業の種類は「住宅・建築物の新築」のみです。
- ・提案の代表者を明記してください。(申請書の代表印は省略可能です。)

②フェイスシート

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・様式に従って、提案者名、事務連絡先などを記載してください。
- ・提案概要は、補助事業期間中に供給を予定する戸数、棟数、補助金の合計を記載してください。
- ・省CO₂技術の波及効果、普及効果には、提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を記載してください。
- ・規定の条件を満足するものとしてグループにて応募する場合、「3. 4. 2 ①」に記載の条件に満足することを示した書類を添付してください（自由書式）。

③プロジェクトの実施体制

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・グループで提案する場合、又は単独で提案する場合共に、関係者の役割等を記載してください。

④事業の概要

- ・応募書類は、原則として1枚にまとめてください。記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を増やし、枚数を追加しても結構です。
- ・提案する住宅の構造、構法などに関わる取り組み内容別に住宅タイプを設定し、該当する内容を選択してください。また、住宅タイプ毎に予定する供給戸数を明記してください。
- ・補助対象工事・設備の概要には、採択後の各住宅における補助対象として、実施又は導入を予定する工事・設備について、該当するものを全て記載してください。

⑤審査基準に関する事項 ～代表的な住宅タイプによる評価結果～

- ・応募書類は原則として1枚でまとめてください。記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を増やし、枚数を追加しても結構です。
- ・代表的な住宅タイプごとに提案する内容に基づいたZEH水準の要件の評価結果を記載してください。

⑥CO₂排出削減効果実証に関する計画書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・必須事項（建物全体及び主たる省CO₂技術の効果検証）とその他のCO₂排出削減効果実証計画（提案する場合）に分けて記載してください。

⑦事業計画

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案する補助金の総額の計算書として、年度別の事業計画（供給戸数及び補助金申請額）を住宅タイプ毎に記載してください。
- ・記入上の注意点を確認し、千円単位で記入してください。

⑧補助対象となる部分の経費の内訳

- ・提案する住宅タイプごとに作成してください。（提案する全ての住宅タイプについて、本様式の提出が必要です。）

- ・提案する住宅タイプごとに、補助対象となる設計費、補助対象工事費（対象住宅工事費）の経費の内訳を記載してください。
- ・掛かり増し費用は事業者が根拠をもって設定し申請して頂くため、様式7に設定根拠^{注)}も記載してください。

注) 採択後の補助金交付の手続きにて、掛かり増し費用が妥当であるか確認しますので、比較対象仕様と提案仕様は提案者が根拠をもって設定し、それに基づき費用を算出するようご注意ください。

⑨別添1 代表的な住宅タイプの概要

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、複数の住宅タイプに基づいて計算を行う場合などは、適宜枚数を追加しても結構です。
- ・ZEH水準の要件に関わる各種計算を行った住宅タイプについて、図面などにより概要を記載してください。
- ・また、分譲住宅トップランナー事業者として取り組む省エネルギー・省CO₂対策を吹き出し等で記載してください。

⑩別添2 外皮性能計算書

- ・ZEH水準の要件の評価にあたって想定した外皮性能の計算結果を添付してください。
- ・外皮性能計算書は、「住宅・住戸の外皮性能の計算プログラム」または住宅性能評価・表示協会「住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率計算書」又はそれに準ずるもので計算し、使用する評価ツールにおいて、強化外皮基準に適合することが分かる計算結果が明示されたシートや画面のコピーを提出してください。

⑪別添3 一次エネルギー消費量の計算書

- ・住宅タイプごとに一次エネルギー消費量を算出し、ZEH水準の要件に適合する計算結果を提出してください。
- ・ZEH計算書は、BELS登録機関が公開するZEH-Mに関する一次エネルギー消費量計算書をご利用ください。
- ・提案する住宅タイプに応じて、必要となる評価を実施し、計算書を添付してください。

⑫別添4 一次エネルギー消費量の計算結果

- ・上記⑩のZEH水準の要件の評価に使用した「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」及び共用部の「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）」による計算結果として、同プログラムの「PDF出力」を提出してください。

別表 1 : L C C M低層共同住宅部門の掛かり増し費用として補助対象となる工事・設備

<断熱工事及び高効率設備機器工事>

項目		説明							
断熱強化（外皮断熱工事、開口部断熱工事）※1		<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー基準よりも高い仕様とする材料費、工事費（省エネルギー基準仕様との差額が補助対象） 							
高効率設備機器工事	暖冷房設備※2	温水式パネルラジエーター	<ul style="list-style-type: none"> 以下①～③のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型（暖房部熱効率が87%以上）のもの。 ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時 COP3.3 以上のもの。 ③補助対象工事の条件を満たす給湯設備（下記）に接続して空調するもの。 温水配管に断熱被覆を行うこと。 						
		温水式床暖房	<ul style="list-style-type: none"> 以下①～③のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型（暖房部熱効率が87%以上）のもの。 ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時 COP3.3 以上のもの。 ③補助対象工事の条件を満たす給湯設備（下記）に接続して空調するもの。 配管は断熱被覆があるものを設置し、床の上面放熱率が90%以上の場合を対象とする。 						
		ヒートポンプ式セントラル空調システム	<ul style="list-style-type: none"> 地域区分別に下記の性能を有するものに限る。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><暖房></td> <td>1～3 地域 : COP3.0 以上</td> <td>4 地域 : COP3.3 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5～7 地域 : COP3.7 以上</td> <td>8 地域 : -</td> </tr> </table> <冷房> 4～8 地域 : COP3.3 以上 	<暖房>	1～3 地域 : COP3.0 以上	4 地域 : COP3.3 以上		5～7 地域 : COP3.7 以上	8 地域 : -
	<暖房>	1～3 地域 : COP3.0 以上	4 地域 : COP3.3 以上						
	5～7 地域 : COP3.7 以上	8 地域 : -							
	換気設備※3	熱交換型換気設備	<ul style="list-style-type: none"> 温度（顕熱）交換効率 65%以上 						
		熱交換型以外の換気設備	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"> <ul style="list-style-type: none"> ダクト式換気設備 第一種換気設備 </td> <td style="width: 40%;">比消費電力が 0.4 W/(m³/h) 以下</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上記以外（給気型パイプ用ファン又は排気型パイプ用ファン） </td> <td>比消費電力が 0.2 W/(m³/h) 以下</td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ダクト式換気設備 第一種換気設備 	比消費電力が 0.4 W/(m ³ /h) 以下	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外（給気型パイプ用ファン又は排気型パイプ用ファン） 	比消費電力が 0.2 W/(m ³ /h) 以下		
<ul style="list-style-type: none"> ダクト式換気設備 第一種換気設備 	比消費電力が 0.4 W/(m ³ /h) 以下								
<ul style="list-style-type: none"> 上記以外（給気型パイプ用ファン又は排気型パイプ用ファン） 	比消費電力が 0.2 W/(m ³ /h) 以下								
照明設備		LED	<ul style="list-style-type: none"> LEDが光源であるもの。※4 ※5 						
		蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> インバータータイプで 100 (lm/W) 以上のもの。 						

<断熱工事及び高効率設備機器工事（続き）>

項目		説明
高効率設備機器工事	給湯設備 ※6	電気給湯器（ヒートポンプ式） ・貯湯缶が一缶のものに係る JIS 基準（JIS C9220）給湯機に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が 3.3 以上であること。貯湯缶が多缶の場合は 3.0 以上であること。 ・上記に関わらず寒冷地（1・2・3 地域）の場合は寒冷地年間給湯保温効率・年間給湯効率が 2.7 以上であること。
	ガス瞬間式給湯器（潜熱回収型）	・エネルギー消費効率が 94%以上（暖房給湯兼用機にあつては 93%以上）であること。※7
	石油瞬間式給湯器（潜熱回収型）	・エネルギー消費効率が 94%以上（暖房給湯兼用機にあつては 93%以上）であること。※8
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	・熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705-2016）が 102%以上であること。

<耐震性強化工事>

項目	説明
耐震性強化	・日本住宅性能表示基準「1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」における等級 1 よりも高い仕様とする材料費（等級 1 仕様との差額が補助対象）

<屋根材強化工事>

項目	説明
屋根材強化	・「CASBEE-戸建（新築）2018 年版、2021 年 SDG _s 版」の評価項目「Q _h 2 1.1.3 屋根材、陸屋根」におけるレベル 1 よりも高い仕様とする材料費（レベル 1 仕様との差額が補助対象）

<その他工事>

項目		説明
HEMS (エネルギーの見える化装置)		<ul style="list-style-type: none"> 住宅の総エネルギー消費量、エアコン・給湯器・照明等の用途別のエネルギー消費量と太陽光発電システムの発電量などのエネルギーの利用状況を『表示』可能な機器 ※「ECHONET Lite」規格を採用した機種を推奨する。
蓄電池		<ul style="list-style-type: none"> ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。
太陽熱利用システム		<ul style="list-style-type: none"> 太陽熱温水器の場合は JIS A 4111 に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ソーラーシステムと呼ばれる強強制循環式のもので、JIS A 4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること)。 空気集熱式太陽熱利用設備の場合、JIS A 4112 または SS-TS010 (空気集熱器) の集熱効率試験方法) に適合するもので、集熱部において太陽熱で温められた外気を、直接、または、蓄熱部とする床下を介して居室に給気するもの。
コージェネレーションシステム	燃料電池	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。
	ガスエンジン給湯器	<ul style="list-style-type: none"> ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準 (JIS B 8122) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 (LHV 基準) で 80%以上であること。

備考

- ※1 外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎等に用いられる断熱材料及び窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。構造材(柱、梁、筋交い、構造ボード等)、内装ボード、仕上げ材(内装、外装)は補助対象外とする。
- ※2 専用熱源機、及びその据え付け工事費のみ補助対象とする。
- ※3 換気設備：換気装置(本体)及びその据え付け工事費のみ補助対象とする。
- ※4 LED照明設備は安全性に充分留意すること(日本照明器具工業会 HP「直管形 LED ランプ使用上のご注意～既設の蛍光灯照明器具に直管形 LED ランプを使用する際の安全性に関するご注意～」
<http://www.jlassn.or.jp/04siryo/pdf/information/LEDchokkanBaselight.pdf> 参照)
また、照度基準等は労働衛生安全規則等を充分留意すること。
- ※5 家庭用電球形 LED 照明設備については、電気用品による危険や障害の発生を防止することを目的とした電気用品安全法(PSE 法)の改正時に規制対象となる為、国が定める技術基準に適合し、その基準への適合を示す「PSE マーク」が表示されている製品を選定すること。
(同法の改正は 2011 年 7 月 6 日に公布され、2012 年 7 月 1 日から施行)
- ※6 給湯設備：熱源機、貯湯タンク及び、その据え付け工事費のみ補助対象とする。
- ※7 ガス給湯器の JIS 効率について
設置する給湯熱源機に JIS S 2075 に基づくモード熱効率が表示されておらず、エネルギー消費効率(「エネルギーの使用合理化に関する法律」に基づく「特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準」(ガス温水機器)に定義される「エネルギー消費効率」をいう。ただし、給湯暖房兼用機でふる機能の区分が「給湯単機能」あるいは「ふる給湯(追焚なし)」の場合は、JIS S 2109 によ

る「(瞬間湯沸器の)熱効率」に基づき測定された値を用いることとする。)が表示されている場合には次に示す計算式により換算を行った結果の値とする。

<ふろ機能の区分が「ふろ給湯機(追焚あり)」の場合>

$$\text{JIS 効率}(\%) = \text{エネルギー消費効率}(\%) - 6.4(\%)$$

<ふろ機能の区分が「給湯単機能」あるいは「ふろ給湯機(追焚なし)」の場合>

$$\text{JIS 効率}(\%) = \text{エネルギー消費効率}(\%) - 4.6(\%)$$

- ※8 石油給湯機の JIS 効率について設置する給湯熱源機に JIS S 2075 に基づくモード熱効率が表示されておらず、エネルギー消費効率(JIS S 3031 に基づく連続給湯効率および湯沸効率から算出される値)が表示されている場合には、次に示す計算式により換算を行った結果の値とする。

$$\text{JIS 効率}(\%) = \text{エネルギー消費効率}(\%) - 8.1(\%)$$

別表 2 : 分譲住宅トップランナー事業者部門の掛かり増し費用として補助対象となる工事・設備

<断熱工事及び高効率設備機器工事>

項目		説明
断熱強化（外皮断熱工事、開口部断熱工事）※1		・省エネルギー基準よりも高い仕様とする材料費、工事費（省エネルギー基準仕様との差額が補助対象）
高効率設備機器工事	暖冷房設備※2	<ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③のいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型（暖房部熱効率が87%以上）のもの。 ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時 COP3.3 以上のもの。 ③補助対象工事の条件を満たす給湯設備（下記）に接続して空調するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・温水配管に断熱被覆を行うこと。
	温水式床暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③のいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型（暖房部熱効率が87%以上）のもの。 ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時 COP3.3 以上のもの。 ③補助対象工事の条件を満たす給湯設備（下記）に接続して空調するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・配管は断熱被覆があるものを設置し、床の上面放熱率が90%以上の場合を対象とする。
	ヒートポンプ式セントラル空調システム	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分別に下記の性能を有するものに限る。 <p><暖房> 1～3 地域 : COP3.0 以上 4 地域 : COP3.3 以上 5～7 地域 : COP3.7 以上 8 地域 : -</p> <p><冷房> 4～8 地域 : COP3.3 以上</p>
	換気設備※3	<ul style="list-style-type: none"> 熱交換型換気設備 <ul style="list-style-type: none"> ・温度（顕熱）交換効率 65%以上
	熱交換型以外の換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ダクト式換気設備 ・第一種換気設備 <p>比消費電力が 0.4 W/(m³/h) 以下</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外（給気型パイプ用ファン又は排気型パイプ用ファン） <p>比消費電力が 0.2 W/(m³/h) 以下</p>
照明設備	LED	・LEDが光源であるもの。※4 ※5
	蛍光灯	・インバータータイプで 100 (lm/W) 以上のもの。

<断熱工事及び高効率設備機器工事（続き）>

項目		説明
高効率設備機器工事	給湯設備 ※6	電気給湯器（ヒートポンプ式） ・貯湯缶が一缶のものに係る JIS 基準（JIS C9220）給湯機に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が 3.3 以上であること。貯湯缶が多缶の場合は 3.0 以上であること。 ・上記に関わらず寒冷地（1・2・3 地域）の場合は寒冷地年間給湯保温効率・年間給湯効率が 2.7 以上であること。
	ガス瞬間式給湯器（潜熱回収型）	・エネルギー消費効率が 94%以上（暖房給湯兼用機にあっては 93%以上）であること。※7
	石油瞬間式給湯器（潜熱回収型）	・エネルギー消費効率が 94%以上（暖房給湯兼用機にあっては 93%以上）であること。※8
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	・熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705-2016）が 102%以上であること。

<その他工事>

項目		説明
HEMS （エネルギーの見える化装置）		・住宅の総エネルギー消費量、エアコン・給湯器・照明等の用途別のエネルギー消費量と太陽光発電システムの発電量などのエネルギーの利用状況を『表示』可能な機器 ※「ECHONET Lite」規格を採用した機種を推奨する。
蓄電池		・ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。
太陽熱利用システム		・太陽熱温水器の場合は JIS A 4111 に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・ソーラーシステムと呼ばれる強強制循環式のもので、JIS A 4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること）。 ・空気集熱式太陽熱利用設備の場合、JIS A 4112 または SS-TS010（空気集熱器）の集熱効率試験方法）に適合するもので、集熱部において太陽熱で温められた外気を、直接、または、蓄熱部とする床下を介して居室に給気するもの。
コージェネレーションシステム	燃料電池	・エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。
	ガスエンジン給湯器	・ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準（JIS B 8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV 基準）で 80%以上であること。

備考

※1 外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎等に用いられる断熱材料及び窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。構造材（柱、梁、筋交い、構造ボード等）、内装ボード、仕上げ材（内装、外装）は補助対象外とする。

※2 専用熱源機、及びその据え付け工事費のみ補助対象とする。

- ※3 換気設備：換気装置（本体）及びその据え付け工事費のみ補助対象とする。
- ※4 LED 照明設備は安全性に充分留意すること（日本照明器具工業会 HP「直管形 LED ランプ使用上のご注意～既設の蛍光灯照明器具に直管形 LED ランプを使用する際の安全性に関するご注意～」
<http://www.jlassn.or.jp/04siryo/pdf/information/LEDchokkanBaselight.pdf> 参照）
 また、照度基準等は労働衛生安全規則等を充分留意すること。
- ※5 家庭用電球形 LED 照明設備については、電気用品による危険や障害の発生を防止することを目的とした電気用品安全法（PSE 法）の改正時に規制対象となる為、国が定める技術基準に適合し、その基準への適合を示す「PSE マーク」が表示されている製品を選定すること。
 （同法の改正は 2011 年 7 月 6 日に公布され、2012 年 7 月 1 日から施行）
- ※6 給湯設備：熱源機、貯湯タンク及び、その据え付け工事費のみ補助対象とする。
- ※7 ガス給湯器の JIS 効率について
 設置する給湯熱源機に JIS S 2075 に基づくモード熱効率が表示されておらず、エネルギー消費効率（「エネルギーの使用合理化に関する法律」に基づく「特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準」（ガス温水機器）に定義される「エネルギー消費効率」をいう。ただし、給湯暖房兼用機でふろ機能の区分が「給湯単機能」あるいは「ふろ給湯（追焚なし）」の場合は、JIS S 2109 による「（瞬間湯沸器の）熱効率」に基づき測定された値を用いることとする。）が表示されている場合には次に示す計算式により換算を行った結果の値とする。
 <ふろ機能の区分が「ふろ給湯機（追焚あり）」の場合>

$$\text{JIS 効率}(\%) = \text{エネルギー消費効率}(\%) - 6.4(\%)$$
 <ふろ機能の区分が「給湯単機能」あるいは「ふろ給湯機（追焚なし）」の場合>

$$\text{JIS 効率}(\%) = \text{エネルギー消費効率}(\%) - 4.6(\%)$$
- ※8 石油給湯機の JIS 効率について設置する給湯熱源機に JIS S 2075 に基づくモード熱効率が表示されておらず、エネルギー消費効率（JIS S 3031 に基づく連続給湯効率および湯沸効率から算出される値）が表示されている場合には、次に示す計算式により換算を行った結果の値とする。

$$\text{JIS 効率}(\%) = \text{エネルギー消費効率}(\%) - 8.1(\%)$$

令和 年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

提案申請書

（令和4年度（第2回）募集）

[共同住宅・LCCM低層共同住宅部門]

以下の内容により、サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の提案を申請します。

プロジェクト名 : _____

提案事業の種類

提案事業の種類	提案事業 (当てはまるものに○をつけてください)
①住宅・建築物の新築	<input type="radio"/>
②既存住宅・建築物等の改修	<input type="checkbox"/>
③省CO ₂ のマネジメントシステムの整備	<input type="checkbox"/>
④省CO ₂ に関する技術の検証（社会実験、展示等）	<input type="checkbox"/>

(代表提案者)
提案団体名
代 表 者

フェイスシートー提案概要 (A4・1枚)

プロジェクト名						
1 提案者	<p>提案者が法人その他の団体の場合には法人名・団体名を記載してください。 LCCM共同住宅部門は、1事業者ごとに提案していただきます。 ※規定の条件を満足したグループ応募の場合、募集要領3.1.2の①に記載の条件を満足する旨の書類を別紙として添付してください(自由書式)。</p>					
2 事務連絡先 (その1)	所 属					
	役 職 名					
	担当者氏名					
	住 所	(郵便番号) 〒	—			
		(住 所)				
	電 話					
	F A X					
	E - m a i l					
3 事務連絡先 (その2)	所 属					
	役 職 名					
	担当者氏名					
	電 話					
		E - m a i l				
4 補助を受ける者 (予定者)	(複数者による共同提案の場合、提案者と補助を受ける者が異なる場合に記入してください。また、提案者以外の関係者も含めた実施体制を様式2-1に記載してください。)					
5 営業エリア	<p>法人その他団体にて提案する場合、営業エリアを記載してください。 全国展開の場合は「全国」、地域を限定している場合には主として営業範囲としている「都道府県名」を記載してください。</p>					
6 LCCM住宅 関連の取り組み 状況	①BELSの取得	: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
	②ZEH関連補助金の活用	: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
	③ZEHビルダーの登録	: <input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> A登録、 <input type="checkbox"/> B登録) <input type="checkbox"/> なし				
7 共同住宅の 供給実績 (戸)	項目	2019年度	2020年度	2021年度	3年間合計	年平均
	共同住宅全体					
	うちZEH					
8 提案概要	補助事業期間	2022年度～ 年度 (原則として2年以内)				
	供給予定棟数	合計	棟 (戸)			
	補助申請額	合計	千円			
9 省CO ₂ 技術の 波及効果、普及 効果	<p>提案事業を実施することで期待される省CO₂技術(LCCM共同住宅)の波及効果、普及効果を記載してください。また、波及・普及に向けた取り組みを行う場合は、あわせて明記してください。</p>					
10 他の補助金 の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 交付決定済み <input type="checkbox"/> 申請中又は申請予定)					
	<p>本先導事業以外に、本件に関連して、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中の補助金等がある場合、制度名、金額、課題名を記載してください。その際、本応募課題との仕分け、関連のさせ方等有れば併せて記載してください。</p>					

(注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注2) 経済産業省や環境省で実施しているZEH関係の補助金との併用は不可です。

プロジェクトの実施体制 (A 4 ・ 1 枚)

※該当する場合のみに提出

プロジェクト名	
<div data-bbox="268 427 1329 633" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p>①グループでの提案の場合、グループの構成員、作業協力者について、名称、役割等を図示してください。特に、省エネ性能の高い住宅の波及・普及に向けた取組として、アピール点がある場合には図の中に明記してください。</p><p>②単独での事業者での提案の場合、提案者のほかに、建築設計事務所、建設事業者、建材供給事業者、エネルギー事業者など、提案にあたっての作業協力者等がいる場合、各者の関係を記載してください。</p></div>	

事業の概要 (A4・1枚)

1. 提案する住宅タイプと供給予定戸数及び棟数の内数

NO	住宅 タイプ名	地域区分 (1~8)	供給棟数 (棟)	供給戸数 (戸)	構造
1					<input type="checkbox"/> 木質系 <input type="checkbox"/> 鉄骨系 <input type="checkbox"/> コンクリート系 <input type="checkbox"/> 混構造
2					<input type="checkbox"/> 木質系 <input type="checkbox"/> 鉄骨系 <input type="checkbox"/> コンクリート系 <input type="checkbox"/> 混構造
3					<input type="checkbox"/> 木質系 <input type="checkbox"/> 鉄骨系 <input type="checkbox"/> コンクリート系 <input type="checkbox"/> 混構造
4					<input type="checkbox"/> 木質系 <input type="checkbox"/> 鉄骨系 <input type="checkbox"/> コンクリート系 <input type="checkbox"/> 混構造
5					<input type="checkbox"/> 木質系 <input type="checkbox"/> 鉄骨系 <input type="checkbox"/> コンクリート系 <input type="checkbox"/> 混構造
合 計					—

注1) 表中の項目に違いがある場合は、異なる住宅タイプとして記載してください。

注2) 設定した住宅タイプのそれぞれにて、LCCO₂の算定結果を添付する必要があります。

注3) は該当するものをで選択してください。

注4) 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を増やしてください。

2. 補助対象工事・設備の概要

採択後の各住宅タイプにおける補助対象として、実施又は導入を予定する工事・設備について、該当するものを全て記載してください。

項目	内容
断熱強化	<input type="checkbox"/> 外皮断熱工事 <input type="checkbox"/> 開口部断熱工事
暖冷房設備	<input type="checkbox"/> ルームエアコン <input type="checkbox"/> 温水式パネルラジエーター <input type="checkbox"/> 温水式床暖房 <input type="checkbox"/> ヒートポンプ式セントラル空調システム
換気設備	<input type="checkbox"/> 熱交換型換気設備 <input type="checkbox"/> 熱交換型以外の換気設備
照明設備	<input type="checkbox"/> LED <input type="checkbox"/> 蛍光灯
給湯設備	<input type="checkbox"/> 電気給湯器 (ヒートポンプ式) <input type="checkbox"/> ガス瞬間式給湯器 (潜熱回収型) <input type="checkbox"/> 石油瞬間式給湯器 (潜熱回収型) <input type="checkbox"/> ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機
耐震性強化	<input type="checkbox"/> 等級1よりも高い材料の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
屋根材強化	<input type="checkbox"/> レベル1よりも高い材料の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
その他	<input type="checkbox"/> HEMS (エネルギーの見える化装置) <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> コージェネレーションシステム (燃料電池) <input type="checkbox"/> コージェネレーションシステム (ガスエンジン給湯器) <input type="checkbox"/> その他 ()

注1) は該当するものをで選択してください。

注2) 補助対象工事の詳細は、募集要領 p.32 の別表1を参照してください。

注3) 上記1の住宅タイプによらず、実施の可能性がある工事・設備の全てを選択してください。

注4) 提案時に選択していない補助対象工事・設備を、採択後に補助対象として追加する事は原則できません。

審査基準に関する事項
 ～代表的な住宅タイプによる評価結果～

(A4・1枚)

○様式3で設定した提案する住宅タイプ別に、LCCO₂の評価結果及び基本要件に適合する外皮性能及び一次エネルギー消費性能の算定結果を記載してください。

○算定結果に関して、以下の書類を別添資料として提出してください(※)。

別添1 代表的な住宅タイプの概要(指定の書式)

別添2 LCCO₂の評価書(各評価ツールの評価結果)

別添3 外皮性能計算書(各評価ツールの評価結果)

別添4 一次エネルギー消費量の計算書(評価ツールの評価結果)

別添5 一次エネルギー消費量の計算結果(エネルギー消費性能計算プログラムのPDF出力)

<留意点>

- 1) 住宅タイプの評価は、代表的な一つの地域のみで実施することを可とします。
- 2) LCCO₂の評価は、住宅タイプ別に行い、それぞれの評価結果を添付してください。
- 3) 基本要件の評価は、全ての住宅タイプについて、同一の仕様で計算することも可とします。

NO	住宅 タイプ名	地域 区分 (1~8)	床面積 (㎡)	基本要件の評価		
				外皮平均 熱貫流率 (UA値) [W/㎡・K]	全体のエネルギー 削減率(R) [%]	太陽光発電を除く エネルギー削減率(Ro) [%]
1						
2						
3						
4						
5						

※各評価ツール及び提出資料の詳細については、別添1～別添5も確認してください。

(各評価ツールが掲載されているURLなども記載しています。)

事業計画 (A 4・1 枚)

プロジェクト名	
---------	--

1. 住宅タイプ別の供給計画

	住宅タイプ名	2022 年度		2023 年度		合計	
		棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数
1							
2							
3							
4							
5							
申請数 合計(A)							

2. 住宅タイプ別の掛かり増し費用の集計

	住宅タイプ名	2022 年度 (千円)	2023 年度 (千円)	合計 (千円)
1				
2				
3				
4				
5				
掛かり増し費用 合計(B)				
補助額(C) = 掛かり増し費用 合計(B) × 1/2				

注 1) 各住宅タイプの補助金申請額 (千円単位) は、様式 7 における「1. 補助対象経費の内訳の 1 棟あたりの合計(A)」を用いて、各年度の供給予定棟数を乗じて算出してください。

注 2) 千円未満は切り捨てしてください。

3. 補助申請額

掛かり増し費用による補助額		千円	① 上記 2. の補助額(C) を転記
補助限度額	1 戸当たり	千円	② = 上記 1. の合計(A) の戸数 × 750 千円/戸
	プロジェクト全体	250,000 千円	③ 1 プロジェクトあたり上限 2.5 億円
補助申請額		千円	①~③のいずれか低い額

注 1) 1 プロジェクト当たりの補助限度額は 2.5 億円です。

補助申請額合計が補助限度額を超えることに注意して記載してください。

注 2) 消費税を除いた金額とし、各項目は千円単位 (千未満切り捨て) で記載してください。

補助対象となる部分の経費の内訳 (A4・1枚)

○提案する住宅タイプごとに本様式(様式7・住宅C)を作成してください。

○専有部及び共用部は、掛かり増し費用算定に必要な仕様を確認するため、提案者が根拠をもって比較対象仕様と提案仕様を記載してください。

プロジェクト名	
住宅タイプ	

1. 補助対象経費の内訳

		比較対象仕様	提案仕様	掛かり増し費用 (千円)
設計費	第三者評価費用	—		
	表示するための費用	—		
	その他()	—		
	小計①	—		
補助対象工事費	断熱強化	外皮		
		暖冷房設備		
	高効率設備機器	換気設備		
		照明設備		
		給湯設備		
	耐震性強化工事			
	屋根材強化工事			
	その他()			
	その他()			
小計②	—			
1棟あたりの合計(ア)		—		

注1) 記載する金額は補助率を乗じる前の補助対象費用の金額です。

注2) 消費税を除いた金額とし、各項目は千円単位(千未満切り捨て)で記載してください。

注3) 設計費として申請する項目は、()内に内容を明記してください。

注4) 専有部、共用部にその他を計上する場合は、()内に内容を明記してください。

代表的な住宅タイプの概要 (A4・1枚)

プロジェクト名	
<div data-bbox="245 674 1414 869" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p>LCCO₂及びZEH要件に関わる各種計算を行った住宅タイプについて、図面などにより概要を記載してください。</p></div>	

(別添2) LCCO₂の評価書

住宅タイプごとのLCCO₂に関する評価結果として、下記のツールによる評価結果のシートを別添してください。

※提案応募時は、自己評価の結果で提案可能ですが、採択後の補助金交付の手続きでは、住宅タイプごとに、LCCO₂の計算を行い、結果が0以下となること分かる評価書を提出するとともに、建築士によって設計内容と計算内容が要件に適合している旨を証明していただきます。

※提出書類には、対応する住宅タイプ名を必ず明記してください。

※複数の住宅タイプを提案する場合は、全ての住宅タイプの評価結果を添付してください。

<LCCO₂評価ツール>

■ LCCM低層共同部門の基本要件 (LCCO₂) 適合判定ツール 2022年版

(v1.2) ※9月21日公開

一般社団法人 日本サステナブル建築協会 「LCCM住宅・建築物」ホームページ

<http://www.jsbc.or.jp/research-study/lccm.html>

注1) 建設に係るCO₂排出量の算定時に、鉄骨系住宅のCO₂削減対策として、「①軽量鉄骨造の場合」を一般構造用軽量形鋼 (JIS G 3350:2009) ではなく、これに相当するものを用いることとして提案する場合、当該JIS相当であることを確認できる資料及び工事完了後に当該JIS相当の仕様であることを確認する方法を記載した資料を添付してください。

（別添3）外皮性能計算書

住宅タイプごとの基本要件（外皮性能）に関する評価結果として、評価にあたって想定した外皮性能の計算結果を添付してください。

外皮性能計算書は、下記の評価ツールのいずれか又はそれに準ずるもので計算し、強化外皮基準に適合する計算結果が明示されたシートや画面のコピーを提出してください。

※提案応募時は、自己評価の結果を提出することで応募が出来ますが、採択後の補助金交付の手続き（実績報告時）には第三者評価を取得した書類を提出してください。

※提出書類には、対応する住宅タイプ名を必ず明記してください。

※複数もしくは全タイプで、外皮性能の計算結果が共通となる場合は、その旨を明記し、結果の異なる住宅タイプの計算書のみを添付することでも結構です。

<外皮性能計算ツール>

■住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム

「住宅・住戸の外皮性能の計算プログラム」

<https://house.lowenergy.jp/>

■一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

「住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率計算書」

<https://www2.hyokakyokai.or.jp/seminar/gaihi/>

(別添4) 一次エネルギー消費量の計算書

住宅タイプごとの基本要件（一次エネルギー消費量）に関する評価結果として、BELS登録機関が公開するZEH-Mに関する一次エネルギー消費量計算書によってZEH-Mに適合することを確認した書類を提出してください。

※提案応募時は、自己評価の結果を提出することで応募が出来ますが、採択後の補助金交付の手続き（実績報告時）には第三者評価を取得した書類を提出してください。

※提出書類には、対応する住宅タイプ名を必ず明記してください。

※評価対象単位は、住棟又は部分（複合建築物の住宅部分全体）になります。

※一次エネルギー消費量は、共用部含む住棟全体で評価してください。

(別添5) 一次エネルギー消費量の計算結果

住宅タイプごとのLCCO₂評価及び基本要件（一次エネルギー消費量）の評価に使用した一次エネルギー消費量の計算結果として、住戸部の「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」及び共用部の「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）」の計算結果を「PDF出力」したものを提出してください。

※提案応募時は、自己評価の結果を提出することで応募が出来ますが、採択後の補助金交付の手続き（実績報告時）には第三者評価を取得した書類を提出してください。

※提出書類には、対応する住宅タイプ名を必ず明記してください。

※複数もしくは全タイプで、一次エネルギー消費量の計算が共通となる場合は、その旨を明記し、結果が異なる住宅タイプの計算結果のみを添付することでも結構です。

<一次エネルギー消費量の計算結果（住宅版、非住宅版）の計算プログラム>

■住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム

「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」

<https://house.lowenergy.jp/>

■建築物のエネルギー消費性能計算プログラム

「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）」

: <https://building.app.lowenergy.jp/>

注) 一次エネルギー消費量の算定（Webプログラムの計算）にあたって、令和3年4月に更新された「エネルギー消費性能計算プログラム（Ver.3）」を使用する場合、「詳細入力画面」から計算するようにご注意ください。

（「簡易入力画面」による計算では、太陽光発電設備等が評価されません。）

令和 年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

提案申請書

（令和4年度（第2回）募集）

[共同住宅・分譲住宅トッパー事業者部門]

以下の内容により、サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の提案を申請します。

プロジェクト名 : _____

提案事業の種類

提案事業の種類	提案事業 (当てはまるものに○をつけてください)
①住宅・建築物の新築	<input type="radio"/>
②既存住宅・建築物等の改修	<input type="checkbox"/>
③省CO ₂ のマネジメントシステムの整備	<input type="checkbox"/>
④省CO ₂ に関する技術の検証（社会実験、展示等）	<input type="checkbox"/>

(代表提案者)

提案団体名

代表者

フェイスシート-提案概要 (A4・1枚)

プロジェクト名						
1 提案者	<p>提案者が法人その他の団体の場合には法人名・団体名を記載してください。 分譲住宅トップランナー事業者部門は、1事業者ごとに提案していただきます。 ※規定の条件を満足したグループ応募の場合、募集要領3.2.2の①に記載の条件を満足する旨の書類を別紙として添付してください(自由書式)。</p>					
2 事務連絡先 (その1)	所 属					
	役 職 名					
	担当者氏名					
	住 所 (郵便番号) 〒 -					
	(住 所)					
	電 話					
	F A X					
	E - m a i l					
3 事務連絡先 (その2)	所 属					
	役 職 名					
	担当者氏名					
	電 話					
	E - m a i l					
4 補助を受ける者 (予定者)	(複数者による共同提案の場合、提案者と補助を受ける者が異なる場合に記入してください。また、提案者以外の関係者も含めた実施体制を様式2-1に記載してください。)					
5 営業エリア	<p>法人その他団体にて提案する場合、営業エリアを記載してください。 全国展開の場合は「全国」、地域を限定している場合には主として営業範囲としている「都道府県名」を記載してください。</p>					
7 共同住宅の 供給実績 (戸)	項目	2019年度	2020年度	2021年度	3年間合計	年平均
	共同住宅全体					
8 提案概要	補助事業期間	2022年度～ 年度 (原則として2年以内)				
	供給予定棟数	合計	棟 (戸)			
	補助申請額	合計	千円			
9 省CO ₂ 技術の 波及効果、普及 効果	<p>提案事業を実施することで期待される省CO₂技術の波及効果、普及効果を記載してください。また、波及・普及に向けた取り組みを行う場合は、あわせて明記してください。</p>					
10 他の補助金 の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 交付決定済み <input type="checkbox"/> 申請中又は申請予定) <p>本先導事業以外に、本件に関連して、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中の補助金等がある場合、制度名、金額、課題名を記載してください。その際、本応募課題との仕分け、関連のさせ方等有れば併せて記載してください。</p>					

(注1) □の部分、■により項目を選択してください。

(注2) 経済産業省や環境省で実施しているZEH関係の補助金との併用は不可です。

(様式 2 - 1 ・ 住宅 D)

プロジェクトの実施体制 (A 4 ・ 1 枚)

※該当する場合のみに提出

プロジェクト名	
<div data-bbox="263 409 1321 616" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p>①グループでの提案の場合、グループの構成員、作業協力者について、名称、役割等を図示してください。特に、省エネ性能の高い住宅の波及・普及に向けた取組として、アピール点がある場合には図の中に明記してください。</p><p>②単独での事業者での提案の場合、提案者のほかに、建築設計事務所、建設事業者、建材供給事業者、エネルギー事業者など、提案にあたっての作業協力者等がいる場合、各者の関係を記載してください。</p></div>	

事業の概要 (A4・1枚)

1. 提案する住宅タイプと供給予定戸数及び棟数の内数

NO	住宅 タイプ名	地域区分 (1~8)	供給棟数 (棟)	供給戸数 (戸)	構造
1					<input type="checkbox"/> 木質系 <input type="checkbox"/> 鉄骨系 <input type="checkbox"/> コンクリート系 <input type="checkbox"/> 混構造
2					<input type="checkbox"/> 木質系 <input type="checkbox"/> 鉄骨系 <input type="checkbox"/> コンクリート系 <input type="checkbox"/> 混構造
3					<input type="checkbox"/> 木質系 <input type="checkbox"/> 鉄骨系 <input type="checkbox"/> コンクリート系 <input type="checkbox"/> 混構造
4					<input type="checkbox"/> 木質系 <input type="checkbox"/> 鉄骨系 <input type="checkbox"/> コンクリート系 <input type="checkbox"/> 混構造
5					<input type="checkbox"/> 木質系 <input type="checkbox"/> 鉄骨系 <input type="checkbox"/> コンクリート系 <input type="checkbox"/> 混構造
合 計					—

注1) 表中の項目に違いがある場合は、異なる住宅タイプとして記載してください。

注2) は該当するものをで選択してください。

注3) 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を増やしてください。

2. 補助対象工事・設備の概要

採択後の各住宅タイプにおける補助対象として、実施又は導入を予定する工事・設備について、該当するものを全て記載してください。

項目	内容
断熱強化	<input type="checkbox"/> 外皮断熱工事 <input type="checkbox"/> 開口部断熱工事
暖冷房設備	<input type="checkbox"/> ルームエアコン <input type="checkbox"/> 温水式パネルラジエーター <input type="checkbox"/> 温水式床暖房 <input type="checkbox"/> ヒートポンプ式セントラル空調システム
換気設備	<input type="checkbox"/> 熱交換型換気設備 <input type="checkbox"/> 熱交換型以外の換気設備
照明設備	<input type="checkbox"/> LED <input type="checkbox"/> 蛍光灯
給湯設備	<input type="checkbox"/> 電気給湯器 (ヒートポンプ式) <input type="checkbox"/> ガス瞬間式給湯器 (潜熱回収型) <input type="checkbox"/> 石油瞬間式給湯器 (潜熱回収型) <input type="checkbox"/> ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機
その他	<input type="checkbox"/> HEMS (エネルギーの見える化装置) <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> コージェネレーションシステム (燃料電池) <input type="checkbox"/> コージェネレーションシステム (ガスエンジン給湯器) <input type="checkbox"/> その他 ()

注1) は該当するものをで選択してください。

注2) 補助対象工事の詳細は、募集要領 p. 35 の別表 2 を参照してください。

注3) 上記1の住宅タイプによらず、実施の可能性がある工事・設備の全てを選択してください。

注4) 提案時に選択していない補助対象工事・設備を、採択後に補助対象として追加する事は原則できません。

審査基準に関する事項
代表的な住宅タイプによる評価結果

(A4・最大2枚)

プロジェクト名		
① 現在供給している共同住宅の主な仕様	■ 躯体（外皮）	断熱性能レベル、導入する設備（住戸部分、共用部分）に分けて記入してください。
	■ 設備（住戸部分）	
	■ 設備（共用部分）	
	■ その他	
② 提案する住宅タイプの主な仕様	■ 躯体（外皮）	今回新たに取り組む省エネ措置等の内容について、上記①との関係が分かるように記入してください。
	■ 設備（住戸部分）	
	■ 設備（共用部分）	
	■ その他	

③ 提案する住宅タイプのZEH水準の省エネ性能の評価結果

NO	住宅タイプ名	地域区分 (1~8)	床面積 (㎡)	ZEH水準の要件の評価		
				外皮平均熱貫流率 (UA値) [W/㎡・K]	全体のエネルギー削減率 (R) [%]	太陽光発電を除くエネルギー削減率 (Ro) [%]
1						
2						
3						
4						
5						

※様式3で設定した提案する住宅タイプ別に、ZEH水準の要件に適合する外皮性能及び一次エネルギー消費性能の算定結果を記載してください。

※代表的な一つの地域のみで計算することを可とします。

※全ての住宅タイプについて、同一の仕様で計算することも可とします。

※各評価ツール及び提出資料の詳細については、別添1～別添4も確認してください。

事業計画 (A 4・1 枚)

プロジェクト名	
---------	--

1. 住宅タイプ別の供給計画

	住宅タイプ名	2022 年度		2023 年度		合計	
		棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数
1							
2							
3							
4							
5							
申請数 合計(A)							

2. 住宅タイプ別の掛かり増し費用の集計

	住宅タイプ名	2022 年度 (千円)	2023 年度 (千円)	合計 (千円)
1				
2				
3				
4				
5				
掛かり増し費用 合計(B)				
補助額(C) = 掛かり増し費用 合計(B) × 1/2				

注 1) 各住宅タイプの補助金申請額 (千円単位) は、様式 7 における「1. 補助対象経費の内訳の 1 棟あたりの合計(A)」を用いて、各年度の供給予定棟数を乗じて算出してください。

注 2) 千円未満は切り捨てしてください。

3. 補助申請額

掛かり増し費用による補助額		千円	① 上記 2. の補助額(C) を転記
補助限度額	1 戸当たり	千円	② = 上記 1. の合計(A) の戸数 × 300 千円/戸
	プロジェクト全体	25,000 千円	③ 1 プロジェクトあたり上限 25 百万円
補助申請額		千円	①~③のいずれか低い額

注 1) 1 プロジェクト当たりの補助限度額は 25 百万円です。

補助申請額合計が補助限度額を超えることに注意して記載してください。

注 2) 消費税を除いた金額とし、各項目は千円単位 (千未満切り捨て) で記載してください。

補助対象となる部分の経費の内訳 (A4・1枚)

○提案する住宅タイプごとに本様式(様式7・住宅D)を作成してください。

○専有部及び共用部は、掛かり増し費用算定に必要な仕様を確認するため、提案者が根拠をもって比較対象仕様と提案仕様を記載してください。

プロジェクト名	
住宅タイプ	

1. 補助対象経費の内訳

		比較対象仕様	提案仕様	掛かり増し費用 (千円)
設計費	第三者評価費用		—	
	表示するための費用		—	
	その他()		—	
	小計①		—	
補助対象工事費	断熱強化	外皮		
	高効率設備機器	暖冷房設備		
		換気設備		
		照明設備		
		給湯設備		
	その他()			
	その他()			
小計②		—		
1棟あたりの合計(ア)			—	

注1) 記載する金額は補助率を乗じる前の補助対象費用の金額です。

注2) 消費税を除いた金額とし、各項目は千円単位(千未満切り捨て)で記載してください。

注3) 設計費として申請する項目は、()内に内容を明記してください。

注4) 専有部、共用部にその他を計上する場合は、()内に内容を明記してください。

代表的な住宅タイプの概要 (A4・1枚)

プロジェクト名	
<p data-bbox="245 674 1414 786" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; text-align: center;">ZEH水準の要件に関わる各種計算を行った住宅タイプについて、図面などにより概要を記載してください。</p>	

（別添２）外皮性能計算書

住宅タイプごとの外皮性能に関する評価結果として、評価にあたって想定した外皮性能の計算結果を添付してください。

外皮性能計算書は、下記の評価ツールのいずれか又はそれに準ずるもので計算し、強化外皮基準に適合する計算結果が明示されたシートや画面のコピーを提出してください。

※提案応募時は、自己評価の結果を提出することで応募が出来ますが、採択後の補助金交付の手続き（実績報告時）には第三者評価を取得した書類を提出してください。

※提出書類には、対応する住宅タイプ名を必ず明記してください。

※複数もしくは全タイプで、外皮性能の計算結果が共通となる場合は、その旨を明記し、結果の異なる住宅タイプの計算書のみを添付することでも結構です。

<外皮性能計算ツール>

■住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム

「住宅・住戸の外皮性能の計算プログラム」

<https://house.lowenergy.jp/>

■一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

「住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率計算書」

<https://www2.hyoukakyoukai.or.jp/seminar/gaihi/>

(別添3) 一次エネルギー消費量の計算書

住宅タイプごとの一次エネルギー消費量に関する評価結果として、BELS登録機関が公開するZEH-Mに関する一次エネルギー消費量計算書によってZEH基準の水準に適合することを確認した書類を提出してください。

※提案応募時は、自己評価の結果を提出することで応募が出来ますが、採択後の補助金交付の手続き（実績報告時）には第三者評価を取得した書類を提出してください。

※提出書類には、対応する住宅タイプ名を必ず明記してください。

※評価対象単位は、住棟又は部分（複合建築物の住宅部分全体）になります。

※一次エネルギー消費量は、共用部含む住棟全体で評価してください。

(別添4) 一次エネルギー消費量の計算結果

住宅タイプごとの一次エネルギー消費量の評価に使用した一次エネルギー消費量の計算結果として、住戸部の「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」及び共用部の「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）」の計算結果を「PDF出力」したものを提出してください。

※提案応募時は、自己評価の結果を提出することで応募が出来ますが、採択後の補助金交付の手続き（実績報告時）には第三者評価を取得した書類を提出してください。

※提出書類には、対応する住宅タイプ名を必ず明記してください。

※複数もしくは全タイプで、一次エネルギー消費量の計算が共通となる場合は、その旨を明記し、結果が異なる住宅タイプの計算結果のみを添付することでも結構です。

<一次エネルギー消費量の計算結果（住宅版、非住宅版）の計算プログラム>

■住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム

「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」

<https://house.lowenergy.jp/>

■建築物のエネルギー消費性能計算プログラム

「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）」

: <https://building.app.lowenergy.jp/>

注) 一次エネルギー消費量の算定（Webプログラムの計算）にあたって、令和3年4月に更新された「エネルギー消費性能計算プログラム（Ver.3）」を使用する場合、「詳細入力画面」から計算するようにご注意ください。

（「簡易入力画面」による計算では、太陽光発電設備等が評価されません。）